

## 議会の議決を経ずに行った財産の取得について

竹富町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 47 年 5 月 4 日条例第 13 号）第 3 条の規定により、予定価格 7,000 千円以上の不動産若しくは動産の買入れについては、議会の議決に付さなければならないところ、議会の議決を経ずに契約し、取得している事案が判明しましたので、以下のとおり報告します。

### 1 事案の概要

令和 3 年度から令和 8 年度の間に購入した動産及び物品 6 件について、予定価格が 7,000 千円以上であり、竹富町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決が必要であったにもかかわらず、議決を経ずに購入手続きが進められておりました。

### 2 対象となった財産

| 所管課          | 議案番号   | 財産の名称                      | 契約金額<br>(税込) | 契約年月日           |
|--------------|--------|----------------------------|--------------|-----------------|
| 企画政策課        | 第 64 号 | 公用自動車（29 人乗りマイクロバス）1 台     | 10,552,910 円 | 令和 8 年 6 月 3 日  |
| 教育委員会<br>総務課 | 第 65 号 | 西表島西部地区学校給食共同調理場給食運搬車両 1 台 | 9,138,710 円  | 令和 8 年 2 月 5 日  |
| 教育委員会<br>教育課 | 第 66 号 | 電子黒板 10 台                  | 8,140,000 円  | 令和 8 年 7 月 17 日 |
| 教育委員会<br>教育課 | 第 67 号 | 小学校教師用教科書及び指導書、デジタル教科書     | 41,168,929 円 | 令和 6 年 3 月 21 日 |
| 防災危機管理課      | 第 68 号 | 小浜分団消防車両及び中継ポンプ            | 8,413,240 円  | 令和 4 年 6 月 24 日 |
| 企画政策課        | 第 69 号 | 物資輸送用ドローン 1 機              | 17,380,000 円 | 令和 3 年 7 月 21 日 |

### 3 発生経緯

令和 8 年 8 月下旬に実施された竹富町監査委員による例月出納検査の際、マイクロバス購入が議会の議決に付すべき契約に該当するのではないかと指摘を受けました。

その指摘を受け確認した結果、本事案が議会議決を経ずに処理されていたことが判明いたしました。その後、過去に遡って同様の事案が生じていないかどうか調査した結果、合計 6 件の事案が確認されました。

### 4 原因

6 件の事案につきましては、それぞれの年度において、以下の理由から議会の議決を経ずに購入手続きが進められました。

- (1) 議会における予算可決をもって購入条件が整ったものと誤った認識
- (2) 議会議決に付すべき契約であることについての認識不足

## 5 対応状況

当該契約締結及び財産の取得について、その契約を遡って有効なものとするため、令和8年第5回竹富町議会定例会に追認を得るための議案6件を上程し、全6件可決いただきました。

【議案可決日】令和8年10月6日

## 6 再発防止策

- (1) 認識不足への対応

職員研修会を実施し、議会議決に付すべき契約要件の理解を深め、法令等に規定される手続きの順守を徹底いたします。

- (2) チェック機能の強化

予算執行にかかる一連の書類に新たにチェック項目を設け、目視による確認を行うことで不備が生じないよう取組みを強化いたします。

- (3) 庁内体制の整備

各課の連携を強化し、契約前の段階で議決要件の確認を行う体制を構築いたします。

- (4) 組織的責任の明確化

管理職及び職員は、法令遵守の重要性と説明責任を認識し、今後における組織全体の法令遵守意識の改革に全力で取り組んでまいります。

## 7 結び

このたびの事案により、町民の皆様、関係各位にご迷惑とご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

今後、全庁を挙げて法令遵守の徹底に取り組み、このようなことが二度と生じないよう万全を期してまいります。